

公益社団法人愛西市シルバー人材センター役員等の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛西市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の役員等の職務に係る費用の弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 費用弁償を支給する役員等の範囲は、別表に掲げる会議等に出席する役員又は会員等とする。

(支給額)

第3条 費用弁償の額は、予算の範囲において別表に定める額を支給する。

2 役員等がセンターの業務上の必要により市外出張する場合には、センター旅費規程による。

3 常務理事が事務局長を兼務したときは、これを適用しない。

(委任)

第4条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月11日から施行し、第4条第1項の規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月21日から施行する。

別表（第3条関係）

会議名	対象者	金額（1回）
委員会 （ただし、理事を除く。）	理事及び監事候補者選考委員	1,000円
	安全・適正就業委員	1,000円
	広報委員	1,000円
	企画委員	1,000円
	その他委員	1,000円
班長会議	地域班長	800円
	職群班長	800円
その他	特別招集者	800円